

三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく三重県対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質を低減することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象自動車 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「令」という。）第4条第1号及び第6号に掲げる自動車（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上に限る）並びに同条第3号に掲げる自動車をいう。

二 対策地域 令別表第1第6号に掲げる地域をいう。

三 対象地域 国道23号の桑名市小貝須（国道258号交差点）から四日市市塩浜（国道25号交差点）の区間をいう。

四 荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所若しくはその他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物若しくは廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者

ロ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする貨物等を運送させる者

五 特定荷主等 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする貨物等を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。

六 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。

七 特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。

八 中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際拠点港湾

ロ 鉄道の貨物駅（上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る）

ハ 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する地方卸売市場

ニ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定により登録を受けた事業者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を対策地域内に設置する事業者であること。

（1）倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条第1号から第5号まで又は第7号（貯蔵槽により保管するものを除く）に掲げる倉庫を所管し、それらの有効面積の合計が5千平方メートル以上である事業所

（2）倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号（貯蔵槽により保管するものに限る。）又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積の合計が1万5千立方メートル以上である事業所

九 車種規制適合車等 車種規制適合車（対象自動車であって、自動車NO_x・PM法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの）及び経過措置対象車（対象自動車であって、自動車NO_x・PM法第13条第1項の規定により同法12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他別に定めるものをいう。）

十 車種規制適合車標章等 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合しているもの、又はこれに準ずる表示をいう。

（車種規制適合車等の使用）

第3条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者は、車種規制適合車等を使用するよう努めるものとする。

なお、災害等が発生したときは、この限りではない。

（車種規制適合車標章等の表示）

第4条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において車種規制適合車等を運行する者は、車種規制適合車標章等を当該車種規制適合車等に表示するよう努めるものとする。

（荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置等）

第5条 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとする場合は、当該貨物運送事業者等に対して、対象地域において対象自動車を運行するときは、車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。

2 荷主等は、購入等をする貨物等を運送させようとする場合は、当該貨物等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対して、対象地域において対象自動車を運行するときは、車種規制適

合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。

3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者等に対して、対象地域において対象自動車を運行するときは、車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。

4 荷主等及び旅行業者は、前3項の規定において、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。

（特定荷主等及び特定旅行業者による要請等の定期報告と公表）

第6条 特定荷主等及び特定旅行業者は、前年度における次に掲げる事項を翌年6月30日までに別紙様式により、三重県知事に報告するものとする。

一 車種規制適合車等使用の要請状況

二 車種規制適合車等の確認状況

2 知事は、前項の規定により報告があった各事項について、県のホームページにおいて公表するものとする。

（車種規制適合車等の使用等に関する周知）

第7条 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第3条の規定に基づく車種規制適合車等の使用について周知するための措置（以下「車種規制適合車の使用に関する周知の措置」という。）に努めるものとする。

第8条 業として自動車を販売し、又は賃貸する者（以下「自動車販売業者等」という。）は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制適合車等の使用に関する周知の措置を講じるよう努めるものとする。

2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第4条の規定に基づく車種規制適合車標章等の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。

（助言）

第9条 知事は、第3条から第8条までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対象地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行業者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。

（雑則）

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

要 請 等 報 告 書

別紙様式

(第6条第1項 関係)

要 請 等 報 告 書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
三重県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)</div>	
三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。	
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 特定荷主等 <input type="checkbox"/> 特定旅行業者
事業所の名称 及び所在地 (特定荷主等の場合)	(名称) (所在地) 〒 -
資本金の額等 (特定荷主等の場合)	<input type="checkbox"/> 資本金の額 億円 <input type="checkbox"/> 基金の総額 億円 <input type="checkbox"/> 資産の総額 億円 <input type="checkbox"/> 出資の総額 億円
事業所の建物の延べ面積 及び敷地面積 (特定荷主等の場合)	(1)延べ面積 m ² (2)敷地面積 m ²
車種規制適合車等使用 の要請状況	別紙のとおり
車種規制適合車等の確認状況	別紙のとおり
担当者所属氏名 及び連絡先	所 属 〒 - 氏 名 電話番号 () - 電子メールアドレス
※ 整 理 番 号	(Blank)

備考1 □のある欄には、それぞれに該当する□内にレ印を記載してください。

- 2 資本金の額等、事業所の建物の延べ面積及び敷地面積は、前年度末現在の金額及び面積を記載してください。
- 3 特定荷主等にあっては、事業所毎に提出してください。特定旅行業者にあっては、県内の本社又は主たる事務所が提出してください。
- 4 ※印の欄には、記載しないでください。

(別紙)

報告者 住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

車種規制適合車等使用の要請状況及び車種規制適合車等の確認状況

車種規制適合車等 使用の要請状況	<input type="checkbox"/> 契約書への記載 <input type="checkbox"/> 文書・チラシによる依頼 <input type="checkbox"/> 看板の設置 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載してください。) ()		
	確認の方法	<input type="checkbox"/> 車種規制適合車等ステッカーによる確認 <input type="checkbox"/> 使用車両の事前届出・登録等による確認 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載してください。) ()	
車種規制適合車等の 確認状況	確認結果	6月 日	12月 日
		<input type="checkbox"/> 全車 車種規制適合車等 <input type="checkbox"/> 非適合車あり ()台)	<input type="checkbox"/> 全車 車種規制適合車等 <input type="checkbox"/> 非適合車あり ()台)
		出入りした総台数 ()台)	出入りした総台数 ()台)
特記事項			

- 備考 1 【車種規制適合車等使用の要請状況】欄には、該当する要請内容の□内にレ印を記載し、該当項目がない場合には、「その他」に具体的な要請状況を記載してください。
- 2 【車種規制適合車等の確認状況】欄について、それぞれの月の中で任意に選んだ1日(2日/年)における事業所に入入りする対象自動車の確認状況を記載してください。なお、特定旅行者にあつては、それぞれの月の中で任意に選んだ1日(2日/年)における企画されたツアーに使用する大型バスの確認状況を記載してください。
- ①「確認の方法」欄には、該当する確認方法の□内にレ印を記載し、該当項目がない場合は、その他に具体的な確認方法を記載してください。
- ②「確認結果」欄には、全車車種規制適合車等である場合は、□内にレ印を記載してください。
非適合車がある場合は、□内にレ印を記載し、非適合車の延べ台数を記載してください。
- ③事業所に入入りした対象自動車の延べ台数を記載してください。なお、特定旅行者にあつては、企画されたツアーに使用した大型バスの延べ台数を記載してください。
- 3 【特記事項】欄には、自動車による環境負荷低減につながる取組を運送事業者等に依頼している場合は、具体的な取組内容等を記載してください。